

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

一般社団法人 福祉サービス評価センター

②施設・事業所情報

名称：望が丘せせらぎ保育園	種別：保育所	
代表者氏名：佐藤 正	定員（利用人数）：98名（96名）	
所在地：愛知県名古屋市名東区望が丘277		
TEL：052-778-8061		
ホームページ： https://www.cosmo.bz/ed/nozomigaoka_seseragi/		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日 平成24年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 大和学園福祉会		
職員数	常勤職員：27名	非常勤職員：2名
専門職員	(専門職の名称) 名	
	保育士 21名	調理員 1名
	栄養士 2名	
施設・設備の概要	保育室 6	相談室 1
	事務室 1	休憩室 2

③理念・基本方針

保育理念

未来を背負う子どもたちのため一人ひとりを大切に、園生活での様々な経験を通して【生きる力】を育みます。

教育・基本方針

『礼儀・挨拶』『おはようございます』『ありがとうございます』『ごめんなさい』が言える子に

『返事』『ハイッ』の返事ができる子に

『履物を揃える』自分の行いを振り返ることができる子に

④施設・事業所の特徴的な取組

【プロジェクトチーム方式】

・職員採用・園児募集・研修・療育・食育などの課題を明確化し園内プロジェクトチームを編成。計画書を作成し実行に結びつけている。

【数値化による保育評価】

・年長児の成長を数値化し法人内園と比較、保育室内に掲示する等、客観評価をもとに保育改善に繋げている。

【運動遊びを取り入れた保育】

・文字、数、運動遊び、音楽、歌唱など さまざまな活動から、『礼儀・挨拶』『返事』ができる、『自分の行いを振りかえる』ことができる等、子どもが将来人間として生きていく力を育む保育が営まれている。

・体幹づくり・運動遊び（逆立ち、側転、ブリッジ他）を取り入れた保育で、怪我ゼロの実践も大切にしている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 7年 7月 7日（契約日）～ 令和 8年 3月 21日（評価決定日） 【令和 7年 10月 29日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	12回（令和 6年度）

⑥総評

<p>◇特に評価の高い点</p> <p>【保育の質向上に向けた継続的な取組】 ・通常3～5年に1度の評価を当園では毎年実施することで、外部の視点を継続的に取り入れ質の向上に活用している。</p> <p>【専門家との連携による支援】 ・保育上の相談や要望、法令遵守、事務・経理・労務管理・取引等に対して、専門家からアドバイスを受けられる体制がある。 ・これにより職員の実践力向上、保育の質の向上、組織運営の整備が担保されている。</p> <p>【運動遊びにより「体をつくる」保育】 ・0歳児から『体をつくる』という一貫した保育を行っており、挨拶や返事が進んでできる、給食の残菜がほとんどない。(よく運動してよく食べる)等各年齢の育ちに表れている。</p> <p>【要支援児の積極的な受入】 ・看護師が在中していないので医療的ケア児の受け入れはできない状況ではあるが、特別に支援が必要な子どもを受け入れている。そのことにより子どもの園生活において様々な経験を促している。</p> <p>◇改善を求められる点</p> <p>【中長期計画と単年度計画について】 ・年度ごとの具体的な活動・成果指標が示されていない。 ・園で実施する主要な項目について理念と現状のギャップ分析を行い、出来るだけ多くの職員が参加する会議での計画策定が望ましい。 ・単年度計画においては、中長期計画を踏まえて各年度における実施項目を具体化することが求められる。</p> <p>【人事評価について】 ・階層別（新人／中堅／リーダー／主任）の能力基準・行動基準、事業への貢献度基準等を明確にして評価マニュアルを作成することが望ましい。 ・このことにより、職員のキャリアアップの方向性を明確にするとともに、より客観的で納得性のある人事評価制度構築の一助にされたい。</p> <p>【個人差への配慮について】 ・年長児になると、計算や書き取りなど行っているが、理解について個人差が生じる部分がある。就学に向けてのアプローチカリキュラムとしての取り組みとしては、大切なことであるが、個人差に配慮した子どもにわかりやすく取り組みやすい方法についてこれからも工夫の継続を期待する。</p> <p>【食事を楽しむ工夫について】 ・食事の前に感謝の意を表す言葉を子どもが唱和する時間があるが、配膳された給食が冷めたり、子どもの食べたい気持ちに影響することも考えられるので、短い文言にされることが一つである。</p>

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

子どもたちの現在と今後の将来のため、乳幼児期を大切に日々の保育、幼児教育、園運営など行っております。この度は、第三者評価機関様より評価点、改善点等頂きました。ありがとうございます。

園の方針に合わせ、より良い園運営とより質の高い保育、幼児教育に繋がられるよう進んでまいります。職員一人ひとりがやりがいをもって保育、業務に臨み、子ども達一人ひとりを大切に成長へと導いていけるよう取り組んでまいります。

そして、子どもたちにとっても、保護者の方々、地域の皆様にとっても、なくてはならない園として発展し続けられるよう努力してまいります。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目(65項目)について、判断基準(a・b・cの

三段階)に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
	保1	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>法人は、ホームページ、重要事項説明書、園発展計画書に理念や基本方針を明文化し掲載している。職員には定期的な昼礼や職員会議の場で、また保護者には年に一度の保護者会において、その内容を丁寧に説明している。直近の第三者評価の保護者アンケートの結果からも、保護者にその内容が十分に周知されていることが確認でき、広範な周知活動の成果が認められる。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>法人は、福祉事業の全体的な動向や地域の福祉計画といった外部環境を把握している。また、園が立地する地域の情報は、子どもの数や利用者数などを含め、在園者の集計や区の園長会で得られた情報として園から法人に伝えられている。法人はこれらの情報を取りまとめて分析することで、地域ニーズの的確な把握に努めると考えられる。経営状況の把握については、法人が園ごとに人件費や給食費など勘定科目別の予算と実績の対比表を作成し、その分析結果を法人の園長会で周知している。これにより、各園の財務状況が明確化され、経営層による状況の把握・分析が実施されている状況にあると言える。</p>		
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>法人は、経営上の課題を明確に整理し、理事会で共有している。この課題は、職員に対しても昼礼や職員会議を通じて周知されており、組織全体で問題意識を共有する体制が構築されていると言える。特に園においては、職員の採用・育成と園児募集を重要な経営課題として認識している。これらの課題に対し、プロジェクトチームを立ち上げ職員を割り振り、具体的な計画書を作成して解決に向けた取り組みを進めている。この実践は、経営課題を明確にするだけでなく、組織的に具体的な取り組みへと結びつけている点で評価される。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>令和7年度から令和11年度までを期間とする中長期事業計画を策定している。この計画には、園児数の計画を含む3項目が示されており、一定のビジョンを示す試みは認められる。しかし、中長期計画は、理念が指し示す園の姿と現状とのギャップを明確にし、それを埋めるための年度ごとの活動を具体的に記載するものであるが、現状では、具体的な取り組み内容の記載が見られない。また理念を実現するための組織体制の構築、設備の整備、職員体制、人材育成、保健、安全、地域の子育て支援といった重要な要素を洗い出し、具体的な目標や成果を明確にする必要もある。</p>		
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>単年度の計画は策定されているものの、中長期計画に年度ごとの具体的な取り組み内容が明確に記載されてい</p>		

<p>ないため、単年度計画が中長期計画を反映しているかを確認できない状況にある。プロジェクトチームの実施項目については、月ごとの実施項目が示されており、具体的な単年度事業計画として実効性が認められる。一方で、その他の項目については「方向性」を示すに留まり、具体的な内容が不足している。プロジェクトチーム以外の項目についても、中長期計画との関連性を明確にした上で、より具体性を持たせた単年度の事業計画とする必要がある。</p>			
<p>I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。</p>			
<p>I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。</p>	保6	a・b・c	
<p><コメント> 事業計画は、副園長と主任からの情報に基づき園長が作成している。計画作成段階において多くの職員の意見を取り入れておらず、一部の職員のみが関与しており、パート職員を含むより多くの職員の意見を集約して作成するのが望ましい。特に重視する9個の強化項目について、プロジェクトチームが具体的な実施項目を設定し推進している。その進捗状況は職員会議で報告され、全員で確認・評価し、見直しへと繋げている状況が認められる。計画全体についても同様の取組を期待したい。</p>			
<p>I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。</p>	保7	a・b・c	
<p><コメント> 事業計画に関する情報は、重要事項説明書やホームページに一部掲載されている。また、特に重要事項については、保護者会において説明を実施することで、保護者への周知と理解促進を図る取り組みが行われている。一方で、現状では重要事項説明書に記載されている事業計画の基本的な部分を保護者会で説明しているに留まっており、事業計画の主要な項目を分かりやすく工夫して保護者に伝える取り組みが望まれる。</p>			

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

			第三者評価結果
<p>I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。</p>			
<p>I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。</p>	保8	a・b・c	
<p><コメント> 第三者評価の受審は通常3年または5年に一度が多い中で、毎年受審している点は、継続的かつ高い頻度で外部からの視点を取り入れ、保育の質の向上を図ろうとする組織の意欲的な姿勢として高く評価される。一方、保育の質の向上に向けた日常的な取り組みは、年間カリキュラム、月案、週案、保育日誌などの実施状況の振り返りを通して主任とリーダーが中心となって実施しているが、一般の職員の幅広い参加が望まれる。</p>			
<p>I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</p>	保9	a・b・c	
<p><コメント> 第三者評価の結果については職員に知らせ、対応を行っているものの、この対応が組織的な対応として行われていることを確認できる文書が残っていない。評価結果や分析した結果を書面に残し、職員への指示と改善結果を記録し、これらを振り返り等の元資料とすることで、継続的な保育品質の向上を担保されたい。また、職員アンケートの結果からは、職員間における評価結果や課題の共有が十分ではないことが示唆されており、組織全体での課題認識の統一が今後の課題である。さらに、改善項目は優先順位を付けて取り組む必要があり、単年度で対応できない課題については中長期計画に反映させることも考慮されたい。</p>			

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

			第三者評価結果
<p>Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。</p>			
<p>Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。</p>	保10	a・b・c	
<p><コメント> 園長は、園発展計画書に自らの方針と取り組みを記載し、年度スタートアップ研修、職員会議、昼礼等で繰り返し自身の役割と責任を表明し、職員の理解を促している。園長の職務分掌は、組織図や運営規定等で文書化され</p>			

ているが、園長不在時の権限委任については、その都度口頭で伝えている。不在時の権限委任についても文書化することを期待したい。		
II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保 11	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>園長は、個人情報保護法、労働基準法、園の運営に係る各種福祉法などの遵守に努めている。法令等の正しい理解のため、法人の園長会で学んだり、行政から届く様々な通知を通して知識を得たりし、情報収集と確認を積極的に行っている。個人情報保護、ハラスメント防止等のマニュアルを整備し、コンプライアンス研修も年2回実施することで、職員の法令遵守の意識向上と理解促進を図っている。また、法令遵守の状況は専門家のアドバイスを受けて項目を選びチェックリストを作成し実施しており、客観的な視点を取り入れた確認体制が構築されている。今後は包括的な法令順守マニュアルの作成を検討されることを期待したい。</p>		
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保 12	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園長は、保育の質の向上に意欲を持ち、様々な取り組みで指導力を発揮している。特に、年長児の成長具合を重要な項目について数値化し、法人内の他の園と比較して評価・分析することで、保育の見直しに繋げるという客観的かつ具体的な実践を行っている。また、毎年第三者評価を受審し、その結果を職員に説明することで、外部評価を組織の改善に活かす体制を主導している。日常的な指導としては、保育の様子や行事の進行具合を見て回ることや、昼礼、職員会議等で職員への助言を適宜行うことで、現場への直接的な指導を行っている。</p>		
II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保 13	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>働きやすい職場への取組として、1年単位の年間変形労働時間制の導入、効率的なシフト、1日の稼働表の調整等を実施している。さらに、手順の見直し、ICT化、帳票の簡素化、他園との交流による業務改善事例の共有などを推進することで、積極的に業務改善に取り組んでいる。加えて、担当業務の明確化、責任体制の確立、子どもの成長の見える化、スケジュール管理の徹底と共有、業務負担の偏り防止にも指導力をもって取り組んでいる。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保 14	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>園は人材に関する基本的な考え方や方針を園発展計画書に示している。人材の確保については、毎年採用することを原則とし、配置基準プラス2名程度を新規採用で確保する方針を持っている。ホームページでの求人、インスタグラムでの発信、養成校への訪問、就職説明会への参加など、多様な方法で採用活動を実施しており、高卒採用にも取り組んでいる。新卒者へのOJTについては園長、副園長、主任と連携し、既存の職員が行っている状況であるが、マニュアル等を作成して体系的に、漏れがないように育成する体制が望ましい。</p>		
II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保 15	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>園は、期待する職員像を園発展計画書に記載し、昼礼や職員会議などで職員に伝え、目標とする人物像の共有に努めている。また、就業規則や給与規定等が整備され、人事評価については年2回の自己評価後、園長が評価し面談を行う仕組みが構築されている。階層ごとに要求事項を定めて、客観性と透明性をより高めた人事管理体制の確立が今後の課題となる。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保 16	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>有給休暇については、100%の消化となるよう積極的に取り組んでいる。健康面では、健康診断を実施し、仕事・健康・メンタル等に関する相談窓口を設置し職員に周知することで、心身の健康サポート体制を整えている。福利厚</p>		

生施策として、ユニフォームの支給や園給食の利用可能化などが実施されている。さらに、1年単位の変形労働時間制の導入や育児短時間勤務の導入、勤務地に関するアンケートの実施等、ワークライフバランスに配慮した柔軟な勤務形態の整備にも取り組み、職員が安心して働ける環境を組織的に整備しようとする意図が明確にうかがえる。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保 17	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職員の育成については、園発展計画書において全体としての方向性を示し、それを職員の努力すべき目標としている状況である。これは、組織全体の目指す方向と個人の成長を結びつけるための基本的なアプローチと言える。しかしながら、職員が目標を設定し、管理者がその実現を支援しつつ、職員の育成につなげるというような目標管理の仕組みは構築されていない。つまり、現行では、個々の職員の能力やキャリアパスに合わせた具体的な目標設定と、その達成を支援する個別化された育成の仕組みが確立されていないと思われる。</p>		

II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保 18	①・b・c
<p><コメント></p> <p>園は、期待する職員像を園発展計画書に記載し、昼礼や職員会議などで職員に伝えるとともに、研修に関する基本方針も周知することで、教育・研修の方向性を明確にしている。研修は計画通りに実施されており、その内容は毎年度末に見直しが行われている。また、市や県、その他機関からの単発の研修案内についても、必要性を検討して適宜計画の見直しを行っている。さらに、計画的な研修とは別に、保育上の相談や要望について職員が専門家に聞いてアドバイスを受けられる仕組みが構築されており、職員の能力開発を組織的に推進する体制が整っていることを示している。</p>		

II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保 19	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職員への教育・研修機会の確保のため、キャリアアップ研修や外部研修への参加が行われている。シフト調整やオンデマンド研修の受講を可能とすることで、できるだけ多くの職員が研修に参加できるよう配慮されている。研修内容については、テーマ別研修は充実した内容と思われる一方で、階層別研修を考慮した研修計画とは言い難い。また、キャリアアップ研修の個人別記録は保管されているが、その他の研修の受講記録や知識・技術水準の整理が課題である。 今後は研修効果を測定し、個々の育成に繋げるための記録・管理体制の強化が求められる。</p>		

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保 20	a・b・c
<p><コメント></p> <p>実習生を積極的に受け入れる方針が確立されており、毎年7～8名の受け入れを行っている。これは、将来の保育専門職育成に積極的に貢献しようとする姿勢を示すものである。実習生へは、実習生マニュアルを基にオリエンテーションを実施し、注意事項等を説明している。また、実習生を受け入れる際の職員の心得も周知しており、何度も実習生を受け入れる中で、いずれのクラス担任も心構えが出来ている状況にある。今後は、より効果的に指導をするために、実習指導者が実習生受け入れに関する外部研修を受講することで、専門性の更なる向上に取り組まれない。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

	第三者評価結果
--	---------

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保 21	a・b・c
<p><コメント></p> <p>社会福祉法人として、現況報告書や財務諸表などを定められた内容で所定のサイトに公表している。また、保育所の理念、基本方針、保育の内容、第三者評価結果も園のホームページで公表している。しかし、事業計画や事業報告が公表されておらず事業活動の具体的な内容や成果に関する情報開示に課題がある。また、苦情・相談の体制や内容、第三者評価受審結果に基づく改善内容、苦情・相談への対応内容といった、質の向上に直結する重要な情報も公表されていないことも課題と思われる。</p>		

II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保 22	①・b・c
---------------------------------------------	------	-------

<コメント> 園は、事務、経理、労務管理、取引等の業務について、それぞれの専門家と連携し、適正な処理に努めている。園の担当者は、データ入力や書面取り扱い方法の手引書に従い、業務を遂行する体制が構築されている。経理については、連携先が監査法人による監査を受けることで、処理の適格性が担保されており、高いレベルでの透明性・適正性の確保が図られていると言える。また、業務全般に関しては、法人監事による内部監査を受けており、組織内部でのチェック機能が働いている。		
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a・(b)・c
<コメント> 地域の春の桜祭りで園児の歌や体操を披露したり、敬老の日には老人ホームに出向き交流したりするなど、子どもが地域社会に触れる機会を設けている。また、公園の散歩の際に地域の方と挨拶を交わしたり、消防署と連携し、署員との交流を行ったりしている。保護者へは、公民館・市民センターからの活動の案内や子育て支援に関連する情報、必要に応じて療育、医療などの情報を提供している。今後は地域交流について基本的な考えを明文化し、なお一層の取組をされることを期待する。			
II-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a・(b)・c
<コメント> 園は、社会福祉協議会主催の職場体験や、養成校から依頼されたボランティア実習を実施しており、以前には中学校からの職場体験も受け入れた実績があり、ボランティア等の受入れに対しては積極的に対応する姿勢がうかがえる。ボランティアの受入れを歓迎しているにもかかわらず、受け入れについての基本姿勢が明文化されておらず、ボランティア受け入れのためのマニュアルは現状整備されていない。受入れに対する組織的な基本姿勢を明確にし、効果的な受入れを行うための体制の確立を望みたい。			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a・(b)・c
<コメント> 名東区保育園連絡会等に参画し子育て支援等への協力、子育て状況に応じた支援活動をしている組織との連携、保護者のニーズに対応した療育施設との連携など、地域における関係機関との連携に積極的に取り組んでいる。今後は園と関係する地域の機関をリストにまとめる、または資料として整理しファイリングする等を行い、活用しやすい形で社会資源を明確化・整理して職員に周知する取組を期待したい。			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている			
II-4-(3)-①	地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a・(b)・c
<コメント> 名東区保育園長連絡会や子育て支援事業に参画し、地域の子育てニーズを把握する取組が行われている。園内で子育て広場を開催し、保護者からの相談を受けることで地域の声を直接収集している点も特徴的である。一方で、民生児童委員や町内会との交流を通じた把握は十分ではなく、地域との連携や交流をさらに深める中で福祉ニーズを捉える体制の強化が課題となっている。			
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a・(b)・c
<コメント> 園内で月1回子育て広場を開催し、地域の子育て支援に取り組んでいる。また、年に一度名東区の保育所が協力して行う子育て支援の行事に取り組み地域の方との交流を行っている。地域の祭りで歌や体操を披露したり、老人ホームを訪問して交流したりするなど、子どもと地域を結ぶ活動も行われている。さらに住民と協力した清掃活動を年2回実施し、地域環境の維持にも貢献している。一方で、AEDや備蓄品の活用、専門知識の還元など地域貢献への姿勢を明示し実践する取組は十分でなく、組織的な対応が望まれる。			

評価対象III 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			

Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重し保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保 28	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもを尊重し互いに理解し合う心を育むことに重点を置き、具体的な取組みも行われている。基本姿勢や性差の偏見に配慮した対応も評価できる。一方、改善点としては、「倫理綱領」や規程の策定・文書化の不足により、子どもを尊重した保育の標準的な実施方法が明確にならず、取組みの効果が十分に発揮されていない。規程や指針を整備し、職員に浸透させることや、実践と継続的な指導体制の強化を図られたい。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保 29	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>子どものプライバシー保護や虐待防止に関する規程・マニュアルを整備し、職員への研修を通じて理解促進に努めている点は評価できる。子どもに適した環境づくりも進められており、見えないスクリーンなどの工夫も良い取組みである。一方で、実際の保育現場では規程に基づいた配慮が十分に実施されていない課題もある。特に、肖像権以外のプライバシー保護については、保護者の了承を得ているだけでは不十分な場合もあり、さらなる工夫や実践的な対応が求められる。今後は、規程の徹底と現場の工夫を両立させ、子どもと保護者の権利をより確実に守る取組みの強化を検討されたい。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	保 30	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>保育所紹介資料は、写真や図を用いて誰にでも分かりやすく工夫されており、利用希望者への個別説明や見学対応も丁寧に行われている点が優れている。また、情報提供の見直しも適宜実施されている。一方で、資料が公共施設等に設置されておらず、広く周知する工夫が不足している。少子化を見据え、今後は選ばれる園づくりに向けた積極的な広報や情報発信が求められる。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保 31	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保育開始や内容変更時において、保護者の意向に配慮し、分かりやすい資料を用いた丁寧な説明と同意取得を行っている点は優れている。特に配慮が必要な保護者への対応もルール化され、適正な運用が図られている。また、入園当初に短縮保育を行わず、子どもが安定して過ごせる環境を提供している点も評価できる。説明資料のさらなる工夫や、保護者との継続的なコミュニケーション強化に努められたい。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保 32	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>利用終了後も相談できる担当者や窓口を設置している点は評価できる。一方、保育の継続性や情報引き継ぎに関しては、具体的な手順や引継ぎ文書の作成がなく、園児の情報共有も充分には行われていない。転園先からの要求には対応しているものの、基本的に継続した情報共有や引き継ぎ体制が整っていないため今後は、退所後のフォローや保育内容の引き継ぎを体系的に整備し、情報共有の仕組みの強化について検討されたい。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足度の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足度の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保 33	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもの満足度を把握するために、日々の観察や定期的な保護者調査、個別面談や懇談会を実施し、適切な取組を行っている。満足度調査の担当者や検討会議も設置され、結果の分析・検討を進めている点も評価できる。一方、年 2 回の個人面談とその記録を会議で共有するに留めているため、情報共有や課題の抽出に限界がある。今後は、保護者の満足度の分析を深めることや改善策の具体化を検討されたい。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保 34	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>苦情解決責任者や苦情受付担当者、第三者委員を設置し、苦情解決の仕組みをわかりやすく掲示し、資料配布や説明を行っている。苦情内容の記録を適切に保管し、対応策や結果を保護者にフィードバックしている点も評価できる。入園のしおりや進級・入園説明会で仕組みを周知し、意見箱の設置をしたり、迅速な対応を徹底したりしていることは、信頼性と透明性を高めている。さらに苦情解決の記録の分析や対応策の振り返りを行い、職員の</p>		

意識向上に努められたい。		
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保 35	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>保護者が相談したり意見を述べたりする方法を自由に選択できることをわかりやすく説明した文書を作成している。また、相談しやすいスペースの確保や環境整備にも配慮しており、主任保育士が真摯に受け止めている姿勢も評価でき、意見やクレームを気軽に伝えやすい仕組みを整えている。一方、意見箱への投書よりも直接のクレームが主であるため、意見の多様性や書面での意見収集の機会は限定的である。今後は、意見箱の活用や意見収集の方法を工夫し、多様な声を拾い上げやすくする取り組みが必要である。全体として相談環境は整備されているが、意見収集の幅を広げたいことを検討されたい。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保 36	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>職員は日々の保育において保護者が相談・意見を述べやすい雰囲気づくりに努め、意見箱への投書は年間を通してないものの、アンケートや日常の声掛けを通じて保護者からの声の把握に努めている。相談対応のマニュアル整備や、迅速な対応、保育の質向上への反映も実践されており、体制が整っている。さらに、マニュアルの運用状況や改善策の実効性について、定期的な振り返りや保護者の声を活かした見直しができるように継続的な改善の仕組みづくりを考え続けていくことを期待する。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保 37	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>系列園との情報共有や救命救急講習の実施、事故対応マニュアルの整備など、安全確保に向けた体制が整っており、職員の参画による事例分析と改善策の実施も評価できる。また、運動遊びの時間があるが、大きな怪我が少ない点も注目される。今後、職員向けの安全確保・事故防止に関して、ヒヤリハット事例を保育者の関わり方も含めてよりよい実践の継続を期待する。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保 38	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>感染症対策において、責任と役割を明確にした管理体制が整備され、定期的な勉強会や園内研修、玩具の消毒など予防策が適切に講じられている点は評価できる。感染症発生時の対応や保護者への情報提供も的確である。一方で、看護師が不在のため主任保育士が対応しており、対応マニュアルの定期的な見直しが課題であり、継続的な改善が求められる。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保 39	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>災害時の対応体制を整備し、地震や台風などの影響を事前に把握し、建物や設備の安全対策を実施している。保護者や職員の安否確認方法も明確にし、全職員に周知徹底している。備蓄リストや管理者の指定により、食料や備品の備蓄も適切に管理されている。さらに、地域の行政や消防署と連携した訓練を定期的に行い、実践力を高めている。毎月の避難訓練や日常点検、備蓄品のローリングストック、BCP の見直しなど、多角的な防災対策を進めており、安全体制は非常に充実している。さらに、職員への安全確保のための教育を継続的に行い、実効性を高めるようにされたい。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保 40	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>月案や週案といった計画書を整備しているが、実際の保育の具体的な方法を示す保育実践のガイドラインやマニュアルを作成することが望ましい。これにより、保育の基本に立ち返り、安定した質の高い福祉サービスの提供が可能となる。また、子どもの尊重やプライバシー保護の姿勢は明示されているが、標準的な実施方法の明文化や職員への周知徹底をし、その実施状況を確認する仕組みも必要である。また、運動遊びの保育は連続性や継続</p>		

性が考慮されているが、個人差に応じた多様な保育方法の工夫を今後も継続されたい。		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 41	a・㉔・c
<p><コメント></p> <p>行事や時期に応じてクラスごとの時間割を柔軟に組み、発達状況や要望を踏まえ相談しながら調整している点は優れている。一方、保育の標準的な実施方法の文書化や、その検証・見直しの仕組みが未整備であるため、継続的な改善や標準化の課題となっている。定期的な検証と見直しを組織の中で実施し、その結果を標準的な実践方法や計画に反映させる仕組みを整えることが重要である。これを実施することにより一貫性のある質の高い保育を実現し、子どもたちの成長に応じた適切な支援を継続できるようにすることが望ましい。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保 42	a・㉔・c
<p><コメント></p> <p>年間指導計画や月案の作成、保護者との個人面談を通じた情報共有、アセスメントの実施など、計画的かつ協働的な保育体制が整っている点は優れている。支援困難ケースへの対応も前向きに取り組まれている。保育実践の振り返りや評価の定着に課題がある。今後は、計画と実践をつなぐ仕組みづくりを検討されたい。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保 43	a・㉔・c
<p><コメント></p> <p>指導計画の見直しに関する組織的仕組みが整備され、適切な時期設定や参加職員、保護者の同意手順が明確化されている。変更内容の周知や緊急時の対応策も確立され、計画の実効性と透明性が確保されている。評価・見直しでは、保育の質向上に必要な課題や子ども・保護者のニーズを整理し、次年度計画へ反映する体制が整っている。月案や振り返り資料を主任や他クラス職員が確認し、職員間の連携が図られている点は評価できるが、質向上に向けた具体的な改善策や支援策の充実が課題である。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化させている。	保 44	㉔・b・c
<p><コメント></p> <p>成長記録や個別週案の作成により、子ども一人ひとりの発達や生活状況を詳細に把握し、適切に記録している。昼礼や定期的なクラス会議を通して情報共有や保育方針の見直しを行い、保育の質向上に努めている。統一した様式や記録要領の工夫により、職員間の記録の一貫性と正確性が確保されている。また、コンピュータや記録ファイルによる情報共有の仕組みも整い、必要な情報が円滑に伝達されている。今後の課題としては、記録の内容や書き方の定着をさらに徹底し、継続的な振り返りと改善を進めることである。全体として、情報管理と共有の体制は充実している。</p>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保 45	a・㉔・c
<p><コメント></p> <p>入園説明会や掲載承諾書を通じて個人情報の取扱いについて明確に説明し、適切に記録している。個人情報は事務所内で施錠管理され、規程に基づく保管体制が整備されている。職員には定期的に研修を実施し、情報取扱いの理解と遵守を徹底しているほか、保護者にも説明を行い、共通理解を図っている。より一層の情報漏洩対策の強化や規程の定期的な見直しを進め、より高度な安全管理をめざされたい。</p>		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の作成		
A-1 -(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を作成している。	保 46	a・㉔・c
<p><コメント></p> <p>年度初めにクラス担任が園長や主任と連携し、保育理念や子どもの発達、家庭・地域の実態を踏まえて保育計画を作成し、職員も参画している。定期的な評価や見直しを行い、次年度へ反映させている点は評価できる。一方で、計画の基本的部分は形式的な振り返りに留まり、児童の権利や児童福祉の趣旨が十分に反映されていない点も改善が必要である。今後は、職員全体の理解を深め、継続的な話し合いと見直しを徹底し、より実効性のある計画づくりを進めることが求められる。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1- (2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保 47	㉔・b・c

<p><コメント> 子どもが快適に過ごせるよう、室内の温度・湿度・換気・採光・音などを適切に管理し、清潔な手洗いやトイレ設備を整えている。家具や遊具の素材や配置にも工夫を施し、安心してくつろげる空間を確保している。個別の机や特別仕様の椅子を用いることで、子どもの成長に応じた座りやすさと安全性を考慮している。また、保育室で静と動の活動を展開し、共有スペースに自ら選べる玩具を配置することで、主体的に楽しめる環境を整えている。保育者間の情報共有も徹底し、子どもの楽しい生活と安心・安全な環境づくりに努めている。</p>		
<p>A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	保 48	①・b・c
<p><コメント> 年に2回の保護者面談を通して家庭と園での様子や発達状況を共有している。また、必要に応じて全職員に情報を共有し、共通理解のもとで一貫した関わりができる体制を整えている。一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、感情表現が難しい子どもにも寄り添い、安心して気持ちを表せるよう丁寧に対応している。子どもの気持ちを受けとめ、分かりやすい言葉で穏やかに話す姿勢が徹底され、不要な制止や急かす言葉を控えている。職員は優しく丁寧な保育を行い、園長も同様に職員に温かく接し、やる気を引き出している。園内は明るく落ち着いた雰囲気であり、過度な緊張感なく、適切な声かけが行われている。</p>		
<p>A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	保 49	a・②・c
<p><コメント> 子どもの「やりたい」という気持ちを大切に、登降園時の身支度などは見守りを基本としつつ、発達に応じて援助している。一人ひとりの発達に合わせて基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮し、強制することなく主体性を尊重した関わりを行っている。活動と休息のバランスにも配慮し、生活習慣の大切さを子どもが理解できるよう働きかけている。生活習慣は概ね身につけており、職員間や家庭との情報共有も適切である。保育実践の中で、年少・年中児以上では尿意を自分で感じてトイレへ行く習慣づけが進んでおり、自立を促す取り組みが行われている。排尿の習慣ができてきた子どもについても尿意を自分で感じてトイレに行けるように実践の中で工夫されることを期待する。</p>		
<p>A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	保 50	a・②・c
<p><コメント> 集団遊びや自然とのふれあいを通して協調性や社会性を育む取り組みを行っている。子どもが自主的に活動できる環境づくりが進められ、身体を動かす活動への援助も充実している。また、地域交流にも徐々に取り組み、外遊びの機会拡大を図っている。しかし、園庭がなく、園外公園の利用日数が限られることから、自然に触れられる場の開拓や地域との交流促進が課題である。今後は、地域や自然との連携をさらに深め、遊びを通した人間関係形成や協調性の育成をより充実させることが求められる。</p>		
<p>A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	保 51	a・②・c
<p><コメント> 個々の子どもに応じた食事やミルクの計画を可視化し、連絡帳などを通して保護者と情報共有を徹底している。特に0歳児については、情緒の安定や愛着形成、家庭との密な連携に配慮し、安心できる環境づくりと応答的な関わりを行っている。遊びの体系化不足が課題として挙げられる。運動遊びにおいては体幹を育てる内容や、自発的に歩きたくなる環境整備が今後の課題である。多様な遊びの提供や環境づくりを進め、子どもの発達促進と楽しさを高める工夫が求められる。</p>		
<p>A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	保 52	a・②・c
<p><コメント> 子どもの意欲を引き出すため、他クラスとの活動や遊びを工夫し、興味やタイミングに応じた働きかけを行っている。保護者との情報共有を徹底し、子ども一人ひとりの気持ちや状況を尊重しながら自発的な活動を促している点は評価できる。また、友だちや大人との関わりを広げる工夫や家庭との連携も進めているが、探索活動や遊びをさらに充実させることが今後の課題である。今後は、遊びや運動の工夫を深め、子どもが主体的に取り組める環境を整備することが求められる。</p>		
<p>A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	保 53	a・②・c
<p><コメント> 年齢に応じた集団遊びや、子どもの主体性を尊重した遊びの提供により、ルールや約束を楽しく学べる環境が整</p>		

えられている点は優れている。3歳児から5歳児まで、発達段階に応じた保育環境と保育士の適切な関わりが実践されている。今後は園側から積極的に情報発信を行う体制づくりについて検討されたい。		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 54	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>障害の有無にかかわらず幅広く子どもを受け入れ、担当が一人ひとりの特性を把握し、全体で共有している。適切な環境整備やエレベーターの設置など、障害に配慮した施設も整っている。医療的ケアは必要ないが、個別計画や医療機関との連携により、子どもと保護者に寄り添った支援を行っている。一方で、看護師配置がなく、医療的支援体制の強化や専門的ケアの導入が課題である。職員は研修で知識を深め、保護者への情報提供や連携も意識して実施している。今後は、専門支援の充実と個別ニーズに応じた柔軟な支援体制の構築が求められる。</p>		

A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 55	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>伝達ボードや昼礼を活用し、情報共有や職員間連携を徹底している。日々の生活の連続性や子ども主体の保育の計画性に配慮した、家庭的でゆったり過ごせる環境づくりが評価できる。年齢や個々の状況に応じた配慮や、在園時間や生活リズムを考慮した食事・おやつ提供も適切である。また、保育士間の引継ぎや保護者との連携も円滑に行われ、情報伝達の工夫も多彩であるが、職員間で情報共有の方法の理解にばらつきも見られるため、標準化することにより効率的で漏れのない連携体制を整える必要がある。これにより、保育の質向上と子ども・保護者の安心感の向上に期待が高まる。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保 56	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>児童要録や成長記録の作成を通じ、幼保小連携を推進している。教員との意見交換や合同研修、環境工夫、将来の見通しを子どもと保護者に提供する取り組みも評価できる。5歳児の保育では、個々の能力に応じた算数や時計読みなど、多様な学びを促しながら、個人差に対応する教材や個別指導を状況に合わせて取り入れている。子ども一人ひとりの個性や発達に応じた個別指導の更なる充実、小学校との連携強化を図り、質の高い支援と円滑な小学校適応の実現をめざされたい。</p>		

A-1-(3) 健康管理

A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保 57	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>SIDS 対策として定期的な訓練を実施し、職員の知識向上と意識の徹底を図っている。感染症や体調変化に関しては、掲示や情報共有、保護者への周知を積極的に行い、一人ひとりの健康状態を把握し適切に対応している。保育所の健康管理マニュアルや子ども健康計画を整備し、関係職員や保護者と情報を共有している点も優れている。一方で、緊急時の迅速な対応や情報の一元管理の強化、保護者への継続的な啓発活動を進め、より確実な健康管理体制を構築する必要がある。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保 58	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>毎年内科・歯科検診を実施し、結果を連絡帳を通じて保護者に丁寧に伝達している。幼児クラスでは歯科衛生士による歯磨き指導も行い、子どもの健康意識の向上に努めている。検診結果は記録され、関係職員と共有されるとともに、保育計画にも反映されているが、健診結果に基づく具体的な健康促進や予防策についての検討が必要である。園内での具体的な方法の検討や家庭との連携強化、子どもたちの健康増進と早期対応の実現をめざされたい。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保 59	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>アレルギー疾患の子どもに対し、必要書類の提出や一覧表掲示、除去食時の色分けなど具体的な対策を徹底している。保育所のガイドラインや医師の指示に基づき、適切な対応を行い、保護者とも密に連携している。職員も研修や情報収集に努め、子どもや保護者への理解促進にも取り組んでいる。一方、改善すべき点としては、より安全かつ安心な環境づくりを進め、継続的な研修や情報共有の強化が望まれる。</p>		

A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保 60	a・㉞・c
<コメント> 月 1 回のクッキングや感触遊びを通じ、子どもたちの食への関心や生命の大切さを育てている。保育計画に食育を位置づけ、楽しく落ち着いて食事できる環境を整え、発達に応じた援助を行い、個人差や好き嫌いにも配慮している。家庭との連携により残食は少なく、自発的に食事を楽しむ姿が見られ、姿勢や時間管理も身につけている。自然な声かけや工夫された献立により、食育が日常生活に定着しているが、現在重視しているところも大切にしながら、楽しんで食べることや食事の重要性について保護者に発信されることについて強化されたい。		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保 61	㉠・b・c
<コメント> 毎月の記録や献立調整を通じ、子どもたちがおいしく食事できる工夫を行い、残食ほぼゼロを実現している。季節感や地域の食文化を取り入れ、子どもや職員と交流しながら食事の様子を把握し、改善に反映している。衛生管理もマニュアルに基づき適切に実施され、万一の対応体制も整っている。食育活動の充実や保護者への情報提供をさらに推進し、家庭との連携を深め、より安全で楽しい食育環境を構築されたい。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保 62	a・㉞・c
<コメント> 連絡帳や送迎時の会話、保育参観・発表会・個人面談などを通じて、保護者との連携を丁寧に行っている点が優れている。保育の意図や内容を伝える機会を設け、家庭との日常的な情報交換を行うことで、子どもの成長を共有しやすい環境が整っている。情報交換の内容や家庭状況の記録が属人的にならないための、共有方法の統一や記録の質の向上に課題がある。今後は、保護者との信頼関係をさらに深められるように具体的な事柄について職員間で話し合いなどして連携について工夫されたい。		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保 63	a・㉞・c
<コメント> 送迎時や面談を通じ、園での状況や困りごとを保護者と共有し、信頼関係の構築に努めている。相談体制も整備され、職員が園長や主任と連携して適切に対応している。保護者の就労状況や個別事情に配慮した支援も行われており、評価できる。一方、送迎時間や職員の勤務時間の関係で十分な話し合いが難しい保護者も存在し、その課題解決やコミュニケーションの工夫が必要である。また、相談内容の記録や体系的な対応策の検討を通して、より良い保護者支援体制の構築を図られたい。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保 64	a・㉞・c
<コメント> 毎朝の視診や家庭状況の把握を徹底し、異変や兆候があれば迅速に情報共有し、対応協議を行う仕組みを整えている。虐待や権利侵害の防止に努め、必要に応じて保護者への精神・生活面の支援も実施している。対応マニュアルが整備されている点は評価できる一方で、外部機関との連携は未整備である。今後は職員研修の継続と外部機関との連携強化が課題であり、これらの改善により、より充実した子どもの保護体制の構築を図られたい。		

A- 3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保 65	a・㉞・c
<コメント> 園長と職員の面談や週案作成を通じ、子どもの意欲を引き出す取り組みや保育の振り返りを行っている。職員は自己評価や記録を活用し、主体的に保育実践と子どもの心の育ちを振り返ることで、一定の連携や意識向上が図られている。一方で、面談は勤務評定の側面が強く、保育者のスキルや能力向上につながりにくい部分もある。今後は、ポートフォリオを活用して、具体的目標の設定や定期的振り返りを行うなどして、成長の可視化と共有を強化することが重要である。これにより保育の質と専門性の向上を図られることを期待する。		